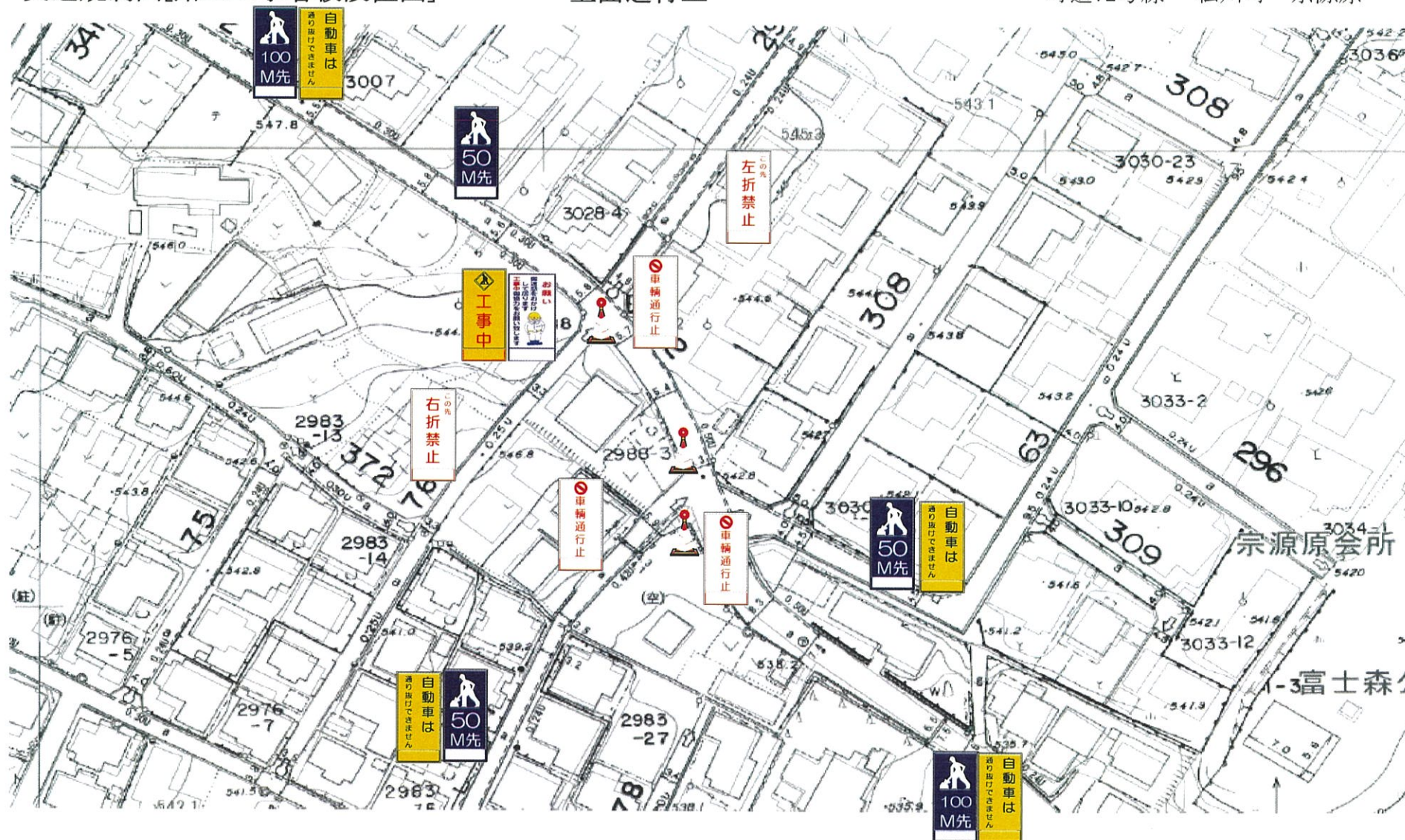




※ 全面通行止時における留意事項

1. 着手前に地元自治会・関係者と協議をおこない、トラブル等がないよう十分周知徹底する。
2. 必要箇所にはカラーコーン・バリケード等を設置し、作業範囲を明確にして第三者の安全を図る。
3. 標示施設については、堅固な構造とし通行の妨げにならない箇所及び明確に見えるよう整然と設置する。
4. 迂回路標示板については、必要に応じて迂回路の入口に設置する。
5. 緊急車両及び急を要する一般車両通行の際には、建機及び工事用車両を速やかに停止して、交通の支障にならないよう留意する。併せて歩行者が通行する場合には速やかに誘導する。
6. 夜間においては、交通管理及び安全管理には万全を期す。